



「グリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集(熱帯地域)

ラオス

山ノ下麻木乃
公益財団法人地球環境戦略研究機関

2019年3月8日

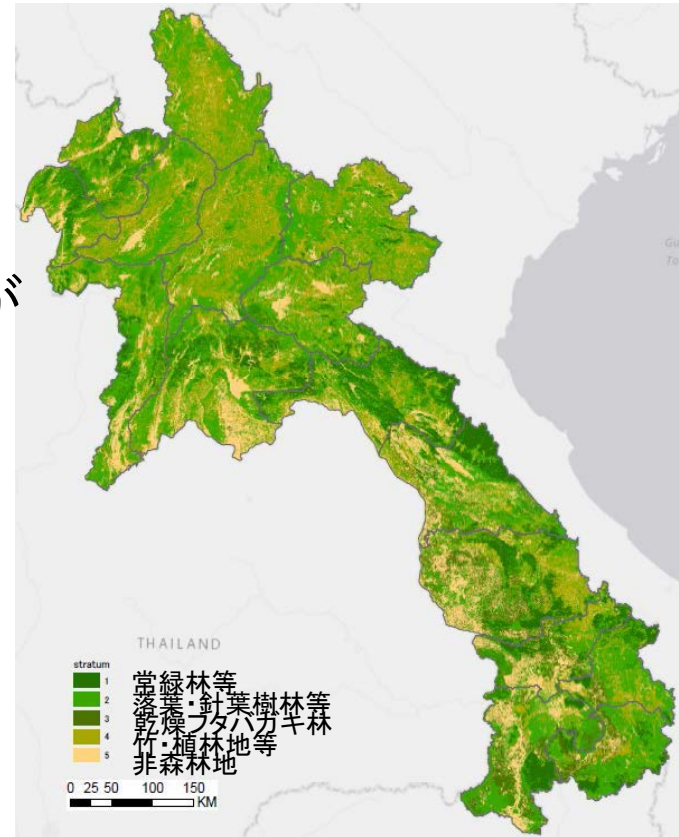
1 ラオスの概況

1-1 ラオスの森林

- 森林国だが深刻な森林減少
 - 森林率：1940年代に70%
→2010年に58%
 - 森林モニタリングシステムが最近開発された

ラオスの森林面積変化 (GoL 2018, JICA支援)

	2000	2005	2010
森林面積 (1,000ha)	13,915	13,798	13,430
森林率	60.4 %	59.8 %	58.3 %



- 土地利用区分としての森林
 - すべての天然林は国有
 - 住民一人当たり3haの森林の利用を許可
 - それ以上は貸与・コンセッションの申請必要
 - 森林区分と村落エリア・コンセッションとの重複が問題

ラオスの森林土地利用区分の面積 (Flint 2018)

	面積 (1000 ha)	森林被 覆率	村落数	
保全林	3,878 (17%)	67%	340	伐採不可
保護林	7,482 (32%)	35%	1,896	水源林等
生産林	3,113 (14%)	45%	662	木材生産と住民の生計のため森林管理計画に基づき伐採される
森林以外	7,177 (31%)	27%	5,650	

- 植林地

- 民間企業に植林のための土地保有権をコンセッションとして付与
- 村落世帯の植林は主に慣習権のある土地・私有地

ラオスの植林地面積の推定 (Flint 2018)

	コンセッション 登録面積 (ha)	村落世帯 植林地 (ha)
ユーカリ	109,463	—
アカシア	8,838	—
ゴム	215,855	49,000
ゴムとその他生産 混合	17,200	—
チーク	0	49,338
合計	351,356	98,448

- 認証林
 - FSC 認証林は3カ所
 - FSC認証木材加工事業者は2社
 - 国有生産林の認証面積を230,000 haに増やす計画あり（世界銀行支援）

ラオスのFSC認証林面積（FSC 2018）

所有者	樹種	面積 (ha)
農林業省生産林	天然林内のラタン	10,949
S社	アカシア・ユーカリ・チーク	3,631
B社	ユーカリ・チーク	3,430

ラオスのFSC木材加工事業者（FSC 2018）

所有者	製品
D社	ラタン家具等
B社	丸太、無垢材、建築用材、家具等

首相令第15号（2016）：

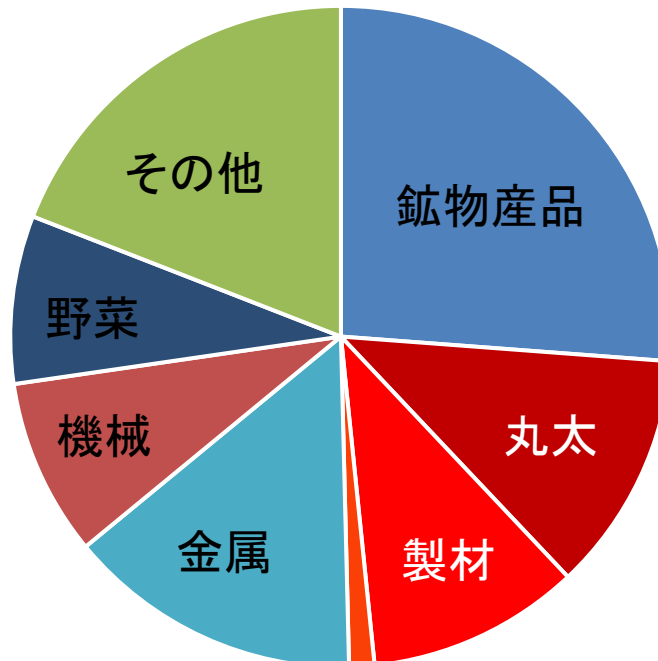
木材伐採管理と検査、木材輸送とビジネスの厳密性強化について

- 違法伐採と密輸対策
- 天然林の伐採禁止
 - 政府に許可された開発による転換のみ可能
- 天然林からの丸太・製材の輸出禁止
- ラオス国内で最終加工された製品のみ輸出可能
 - PMO Notification 2035/2017
 - 天然林木：合板、内装材、ペレット、炭等
 - 植林木：製材、ベニア、チップ、炭等

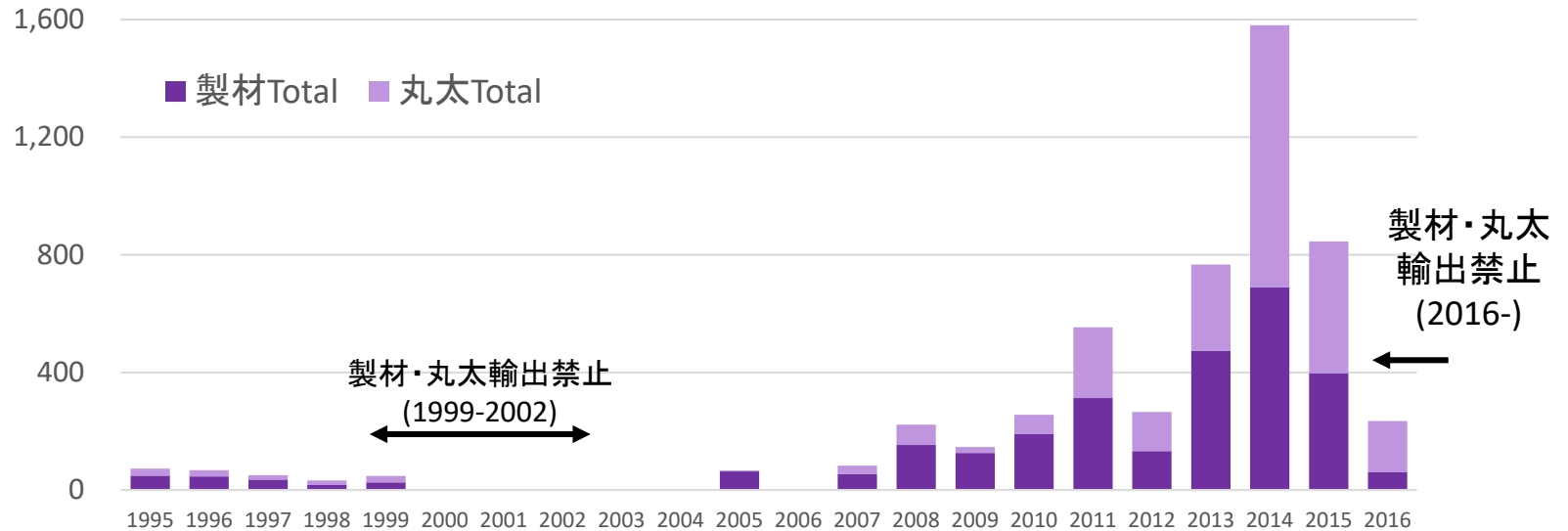
1-2 ラオスの木材製品生産と貿易

- 木材製品はラオスの主要な輸出産品
- ラオスの木材製品生産・貿易に関するデータの脆弱性が指摘されている
- 丸太・製材はラオスの主要な輸出産品だった

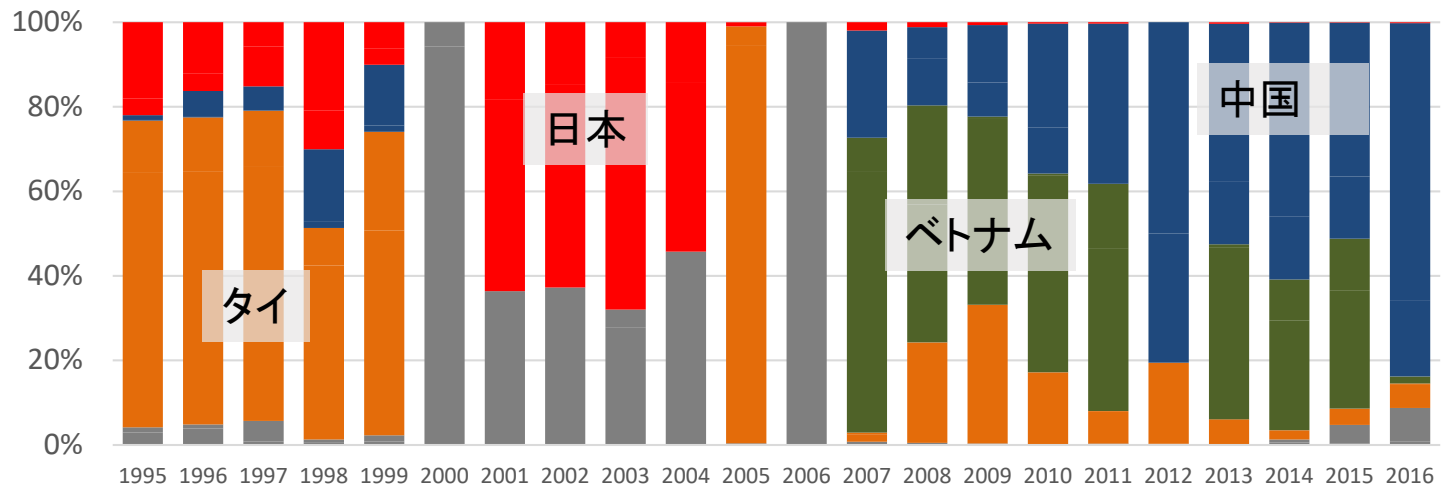
ラオスの輸出産品 (2015) 総額3.8億US\$



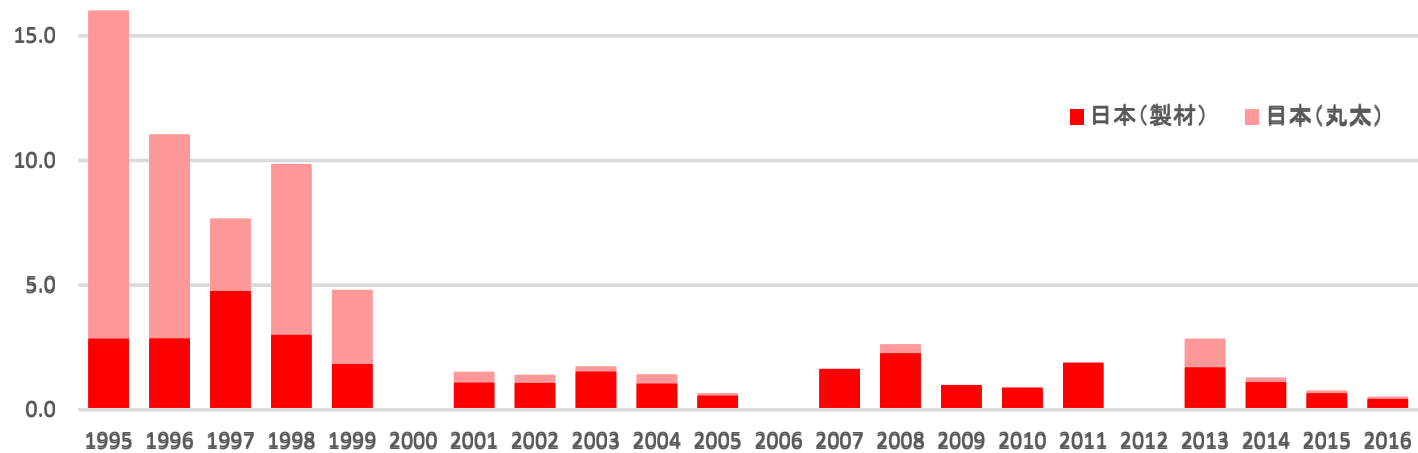
ラオスの製材・丸太輸出金額（百万\$）



ラオスの製材・丸太輸出先



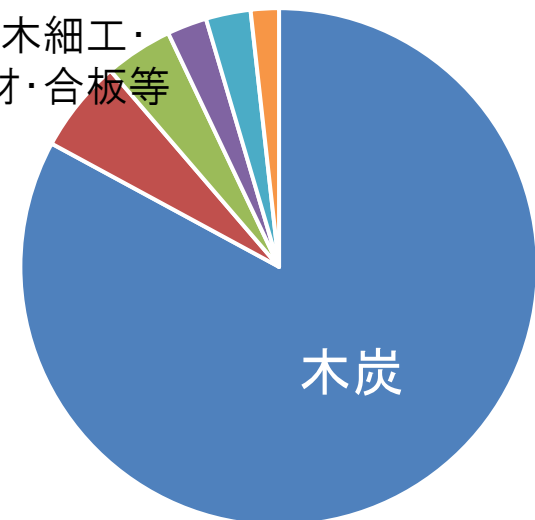
日本のラオスからの製材・丸太輸入金額（百万\$）



現在、ラオスから日本への
木材製品の輸出は少ない

日本のラオスからの木材製品輸入 (2015) 総額141万US\$

木像・寄木細工・
縁加工材・合板等



2 ラオスの森林関連の法令

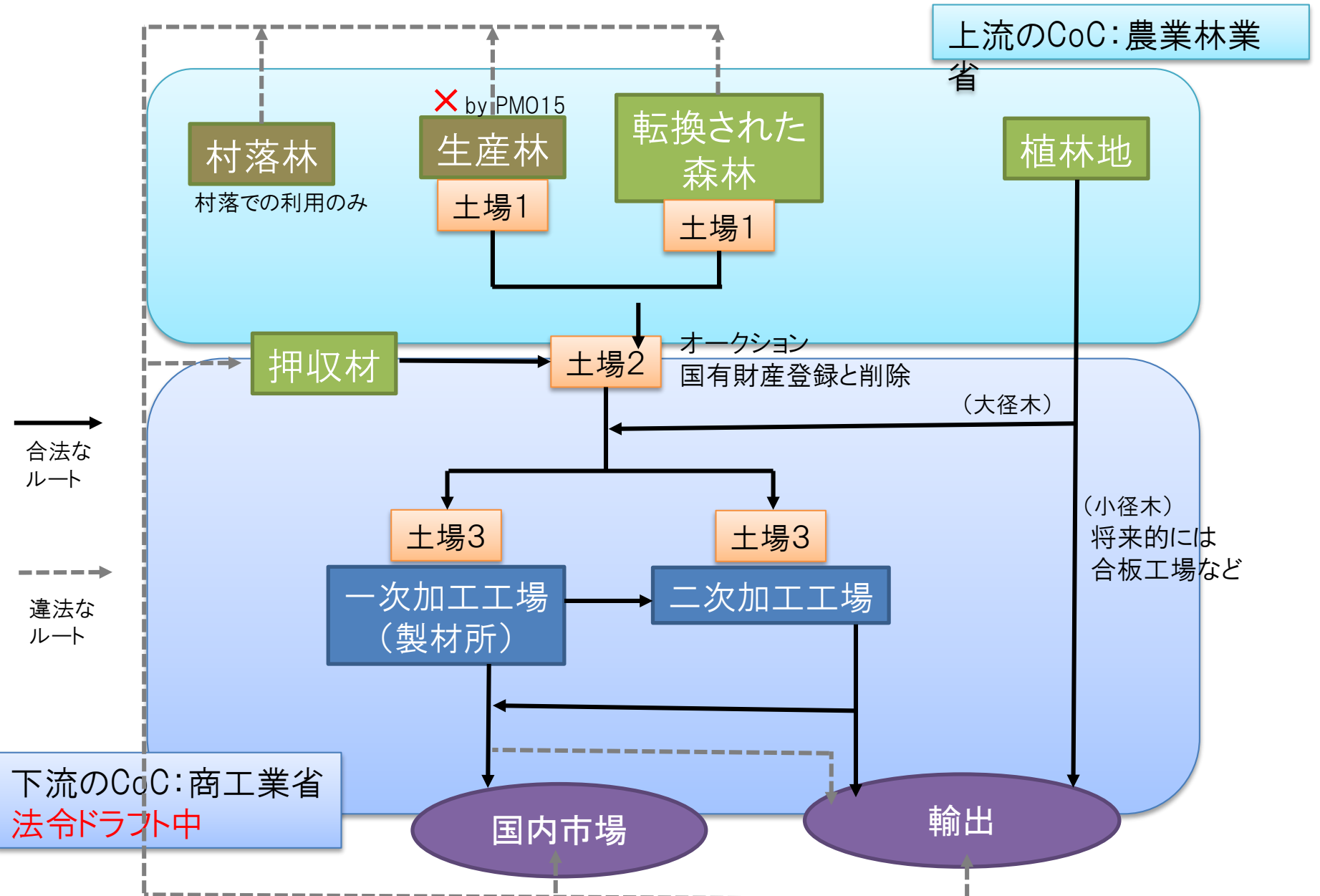
概況：

- 木材の伐採・輸送、木材の加工と輸出に関する法令制度が多数存在しているが、相互関係が体系的に整理されていない
- 法令・制度の実際の施行が困難な状況

2-1 ラオスの木材のソース

ソース	説明	リスク関連情報
生産林	森林管理計画に基づき管理される 国有林	管理が不十分 現在伐採不可
転換された 森林	インフラ開発のために転換された 森林 国民議会の承認必要	現在の天然林材の主なソ ース 規則の実施(伐採クォータ設 定)に問題
植林地	コンセッション、貸与地 チーク・ユーカリ・アカシア	住民の権利問題
村落林	森林分配制度の下、村落エリア内 で村落管理の下にある天然林。	村落での使用のみ許可、一 部市場に流出
押収材	押収された材で政府による競売を 経て合法材と認識される	合法材化プロセスの不透明 性

2-2 木材と木材製品のサプライチェーン



2-3 ラオス輸出時に必要な書類

必須書類	
売買契約書	国有資産事務所に登録済みのもの
製品リスト／梱包明細書	業者が発行し署名済みのもの
コマーシャルインボイス	
税関申告書	
付加価値税納付領収書	
荷積検査証明書(ラオ語)	「コンテナ荷積み前の木製品の認証手続に関する命令2143/MOIC. DIMEX(2016)」に規定されているフォーム(IC-01)
CITESライセンス	
必要に応じて求められる裏付け資料	
原産地証明書	
植物検疫証明書	

- 実際の実施状況については不明
- 商工省は「最終土場から輸出までのCoCに関する決定（案）」を準備中

2-4 ラオスの保護樹種に関する規定

- 森林法(2007)で「禁止樹種」「特別樹種」「管理樹種」が定められている
 - これらの区分の定義は不明瞭
 - 「禁止樹種」にも伐採基準が定義（農林省決定0016）
 - 禁止樹種は実際に輸出されている
 - CITESリストとの矛盾が指摘、改善予定

例：ベトナムに丸太で輸出された樹種

Siamese Rosewood タイローズウッド	<i>Dalbergia cochinchinensis</i> (禁止樹種)
Burma Padauk ビルマパドゥク、カリン	<i>Pterocarpus macrocarpus</i> (禁止樹種)
Keruing ケルーイング	<i>Dipterocarpus alatus, D. costatus, D. spp.</i>
White Meranti ホワイトメランチ、メラピ	<i>Shorea roxburghii</i>
Crape Myrtle クレープマートル	<i>Lagerstroemia paniculata</i>
White Seraya ホワイトセラヤ	<i>Parashorea stellata</i>
Chengal Batu ギアム	<i>Hopea ferrea</i>
Teak チーク	<i>Tectona grandis</i>

2-5 ラオスの木材合法性の確認の現状

- 木材合法性の定義が不明瞭
 - 林業法(2007)をはじめ200以上の関連法令
 - 複雑に関係しているが未整理、整合性ある実施を困難に
- 木材合法性証明システムが機能していない
 - Chain of Custody (CoC)関連法令間の整合性がなく、実施が困難
- ラオスの森林ガバナンスの弱さ
 - 信頼できるデータが不在 (=モニタリング能力が弱い)
 - 透明性、説明責任の担保が限られており、法制度の実施に問題、汚職の指摘 (Chatman House)
- 現状、ラオスの木材製品の合法性を確認することは非常に困難
- EUとのFLEGT-VPA交渉のもと、状況改善が取り組まれている

3 ラオスとEUのFLEGT（森林法の施行・ガバナンス・貿易）

2003年：EUはFLEGT行動計画制定

目的：違法伐採による深刻な環境的、経済的、社会的影響に対処。

対象：森林セクターの違法性が高く、ガバナンスがしっかりしていない生産国

2010年：ラオス政府がFLEGT VPA（自主的・二国間合意）への興味を示す

2012年：VPA交渉開始を宣言

2017年、2018年に交渉実施

2019年に再交渉予定

2021年：VPA締結見込み（共同実施委員会がシステムの実施と評価を監視）

2024年：FLEGTライセンス発行見込み

3-1 ラオスのFLEGT-VPAプロセス

1. VPAのための交渉(2015-2021年)
 - 木材合法性の定義
 - サプライチェーン管理システム
 - 検証
 - 独立モニタリング
 - 情報開示
 - その他
- 2a. VPA署名
- 2b. VPAの試行(2021-2023年)
3. FLEGTライセンス発行(2024年見込み)
- 4a. VPAプロセスとFLEGTライセンスに基づく木材伐採・輸送・加工・輸出
- 4b. EU加盟国はFLEGTライセンスの木材のみ取り扱う

3-2 ラオスの木材合法性定義(FLEGT-VPA) (TLDs: Timber Legality Definitions)

- TLDは、森林資源、伐採、輸送、加工、貿易に関する既存のラオス法令を整理したフレームワーク

TLD 1	生産林地	TLD 5	押収材
TLD 2	転換された森林	TLD 6	輸入材
TLD 3	植林地	TLD 7	労働に関する義務
TLD 4	村落林	TLD 8	木材加工と貿易

- それぞれのTLDで、原則・基準・指標・証明書・根拠となる法令を明確化
 - 原則と基準：合法性証明システムでカバーされるべき法的要求の対象と概要
 - 指標：遵守すべき具体的な項目
 - 証明書：それぞれの指標について遵守したことを証明する証拠となるもの。検証機関はこの証明書に基づき、指標が遵守されたか確認する

例：転換された森林からの木材合法性の定義 (TLD 2)

原則	主な基準	主な証明書
転換の承認とコンセッション合意	森林の転換がStanding Committee of National Assemblyで承認されている(面積によって環境社会影響調査の要求が異なる)	Standing Committee of National Assemblyの採択
インベントリと伐採	<ul style="list-style-type: none"> 県農林事務所作成の伐採計画の政府承認 県農林事務所と伐採業者の契約 伐採業者が伐採と社会環境影響評価を報告 土場2で林業技術官は丸太を計測し評価しマークを付ける 	<ul style="list-style-type: none"> 首相から農林省へのレター 契約書 各種報告書 土場2ログリスト
木材販売	<ul style="list-style-type: none"> 入札委員会(農林省・商工省・財務省)がログリストに基づき透明性のある競売を実施 ログリストの木材の国有材登録と削除 	<ul style="list-style-type: none"> 入札公示、売買契約書、領収書 証明書
木材輸送	<ul style="list-style-type: none"> 土場1で林業技術官が丸太をマークし、数量を記録する 土場2で林業技術官が丸太にスタンプする 購入者は輸送前にすべての必要書類を揃える 	<ul style="list-style-type: none"> 土場1ログリスト 土場2ログリスト 領収書、国有財産登録削除のレター、ログリスト、県農林事務所の輸送許可書

3-3 ラオスFLEGTにおける合法性証明システム (TLAS: Timber Legality Assurance System)

- TLDsで法令が明確にされ、合法的な林業が実施された場合、すべての法令が論理的でリンクされた整合性のある一連のつながりとして遵守されていることをモニター、確認、検証するシステムが必要となる
- TLASの機能
 - 木材合法性定義の遵守の証明
 - 木材サプライチェーンのコントロールと遵守の証明
 - 不遵守が発見された場合の管理
 - FLEGTライセンス発行
 - 独立したモニタリング

4 まとめ

- 日本のラオスからの木材製品輸入は、現在少ない
- ラオスでは現在、天然林の伐採と輸出が禁止、国内で加工された木材製品のみ輸出可能
- ラオスでは木材合法性の確認は困難な状況
 - 森林ガバナンスの問題
 - 各木材ソースでリスクが残る
 - CoC管理が未整備であるので追跡困難
 - FSC認証材は追跡可能だが、現在、3森林地（植林地とラタン生産地）と2加工工場のみ
- EUとのFLEGT-VPA交渉のもとで改善が進んでいる
 - ライセンス発行予定は2024年
 - 将来、ラオスのすべての木材製品の生産と貿易に適用される（?）